

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号）第3条に基づき公告する。

令和3年10月1日

舞鶴市長 多々見 良三

1 概要

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 名 称 | 消防ポンプ自動車の売払い（1台） |
| (2) 物件の仕様等 | 別記仕様書のとおり |
| (3) 引 渡 期 限 | 契約締結後30日以内 |
| (4) 引 渡 場 所 | 舞鶴市字浜80番地4 舞鶴市東消防署 |
| (5) 担 当 課 | 舞鶴市消防本部 警防課 |

2 競争入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ6に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市物品及び役務の供給に係る競争入札参加資格等に関する要綱（昭和63年告示第9号）による令和3年度の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領（平成30年告示第34号）に基づく入札参加資止の期間中でない者であること。
- (4) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (5) 申請書提出期限日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の閲覧

- (1) 日付 令和3年10月1日(金)
- (2) 方法 舞鶴市ホームページからダウンロードすること。
ただし、これによりがたい場合は有償で配布するので、希望者は事前に契約課(電話0773-66-1065)まで連絡すること。

4 入札物件の公開

- (1) 公開期間 令和3年10月4日(月)～令和3年10月12日(火) 土・日を除く 午前9時～午後5時
- (2) 公開場所 舞鶴市字浜80番地の4 舞鶴市東消防署
物件を確認する場合は、希望日の前日までに舞鶴市消防本部警防課(電話0773-65-0214)へ連絡すること。

5 仕様書等に係る質問の受付及び回答

- (1) 仕様書等に係る質問は、見積質問書(様式第1号)により提出すること。
 - ア 受付期間 令和3年10月1日(金)～令和3年10月12日(火) 正午まで
 - イ 受付場所 舞鶴市消防本部 警防課
 - ウ 提出方法 ファクシミリに限る。(FAX: 0773-66-2606)
- (2) 質問に対する回答は、令和3年10月13日(水) 舞鶴市ホームページに掲載する。

6 競争入札参加申請書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年10月18日(月) 午後5時 まで
- (2) 提出場所 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課(市役所本庁 別館4階)
- (3) 提出方法 郵送に限る。
郵送等の場合は、メール便、宅配便等の送付方法は問わない。ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法で送ること。
- (4) 提出書類
 - ア 条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書(様式第2号)
 - イ 返信用封筒(宛先を記入し、84円切手を貼ったもの。)※ 封筒表には、封筒に名称又は商号及び「消防ポンプ自動車の売払い申請書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。
- (5) 競争入札参加資格の確認結果の通知
令和3年10月19日(火)

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札方法 郵便入札とする。
- (2) 提出書類
 - ア 入札書(様式第3号)

イ 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

※ 封筒（二重封筒）に入れ密封し、封筒に名称又は商号及び「消防ポンプ自動車の売払い入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

(3) 郵便方法は、特定記録、簡易書留又は一般書留とし、**令和3年10月27日**

(水)を配達指定日※として次の宛先に郵送すること。

※ 配達日指定郵便は最寄りの郵便局窓口での2日前までに手続きが必要（ポストからの投函はできない。）。また、費用は入札参加者の負担とし、差出控えは開札終了まで大切に保管すること。

宛先 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課（市役所本庁 別館4階）

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年10月28日（木）午前9時

(2) 場所 舞鶴市役所 別館4階 413会議室

入札参加者（1名）は、開札に立ち会うことができる。ただし、本人又は、法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状（様式第4号）を持参しなければならない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の中止

入札者が1者に満たない場合は入札を中止する。

(3) 再度入札

開札の結果、予定価格（非公表）以上の応札者がいない場合は、無効となった者を除き引き続き1回まで再度入札を行う。なお、再入札書の提出期限、開札の日は、別途指示する。

(4) 落札者の決定

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格（非公表）以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) くじ引きを行う場合

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合（代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合）は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1枚に「落札」の表示（○印）をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。）
- ③ 立会人のうち②の手続を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等が分からないようにして行う。）
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(6) 入札保証金
免除する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 本入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者の記名押印のない入札
- ウ 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- エ 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- オ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- カ 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- キ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

(8) 入札者は、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることはできない。

(9) 落札の取消

- ア 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- イ 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは2（6）の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

10 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結の時期 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

(4) 売却代金は、契約締結後7日以内に納入すること。(落札者が売却代金を納入しない時は、市は契約を解除することができる。)

1.1 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9(9)イの入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

1.2 物品の引き渡し及び期限等

- (1) 車庫証明書の取得、名義変更の手続き若しくは抹消登録の手続きについては落札者が行うこととし、その経費については落札者が負担するものとする。また、期限は、契約締結後30日以内とする。
- (2) 物件の引き渡しは、名義変更等の手続き完了後、市職員立ち会いのもと行う。なお、物件の搬出は落札者の責任により行い、搬出に伴う費用は落札者が負担するものとする。
- (3) 物品の引き渡しの期限は、契約締結後30日以内とする。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではない。
- (4) 物件の引き渡しは、現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとする。(物件に書かれた「舞鶴市」の抹消、標識の取り外しは落札者が行い、確認を受けること。)

1.3 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市消防本部警防課(電話0773-65-0214)、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課(電話0773-66-1065)まで問い合わせすること。

消防ポンプ自動車の売払い（1台）

入札スケジュール

	手続等	期間・期日・期限等	記載箇所
1	仕様書等の閲覧	令和3年10月1日（金）から	公告3
2	入札物件の公開	令和3年10月4日（月）から 令和3年10月12日（火）まで	公告4
3	仕様書等に関する質問の受付	令和3年10月12日（火）正午まで	公告5
4	仕様書等に関する質問への回答	令和3年10月13日（水）	公告5
5	競争入札参加申請書の提出期限	令和3年10月18日（月）午後5時まで	公告6
6	競争入札参加資格の確認通知	令和3年10月19日（火）	公告6
7	入札書の提出方法(配達指定日)	令和3年10月27日（水）	公告7
8	開札日時	令和3年10月28日（木） 午前9時	公告8

引き渡しまでのスケジュール

	手続等	期間・期日・期限等	記載箇所
1	契約締結	落札決定後7日以内	公告10
2	売却代金納入	契約締結後7日以内	公告10
3	名義変更等	契約締結後30日以内	公告12
4	物件引き渡し	契約締結後30日以内 (名義変更確認後)	公告12